

# 令和6年第1回阿武町議会定例会 会議録

## 第 3 号

令和6年3月19日(火曜日)

開会 15時00分 ~ 散会 16時57分

### 議事日程

開会 令和6年3月19日(火) 15時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第2号 阿武町犯罪被害者等支援条例

日程第3 議案第3号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第4号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第5 議案第5号 阿武町手数料条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第6号 阿武町定住促進条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第7号 阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第8号 阿武町介護保険条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第9号 財産の取得について

日程第10 議案第10号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について

- 日程第11 発議第1号 阿武町議会議員の請負の状況の公表に関する条例
- 日程第12 議案第12号 令和5年度阿武町一般会計補正予算(第5回)
- 日程第13 議案第13号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)
- 日程第14 議案第14号 令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)
- 日程第15 議案第15号 令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第16 議案第16号 令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第17 議案第17号 令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)
- 日程第18 議案第18号 令和6年度阿武町一般会計予算
- 日程第19 議案第19号 令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算
- 日程第20 議案第20号 令和6年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算
- 日程第21 議案第21号 令和6年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第22 議案第22号 令和6年度阿武町介護保険事業特別会計予算
- 日程第23 議案第23号 令和6年度阿武町簡易水道事業会計予算
- 日程第24 議案第24号 令和6年度阿武町集落排水事業会計予算

#### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

## 出席議員(8名)

## 議席番号

1番	米津高明
2番	上村萌那
3番	白松靖之
4番	西村容子
5番	松田穰
6番	池田倫拓
7番 副議長	市原旭
8番 議長	末若憲二

欠席議員 なし

欠員 なし

## 説明のため出席したもの

町長	花田憲彦
副町長(総務課長事務取扱)	中野貴夫
教育長	能野祐司
まちづくり推進課長	藤村憲司
健康福祉課長	矢次信夫

戸籍税務課長	水 津 繁 齊
農林水産課長	野 原 淳
土木建築課長	高 橋 仁 志
教育委員会事務局長	藤 田 康 志
会計管理者	柴 田 奈 美
福賀支所長	佐 村 秀 典
宇田郷支所長	小 野 智 彦

欠席参与           なし

#### 事務局職員出席者

議会事務局長	三 浦 貴
議会書記	平 田 祥 子

開会 15時00分

#### 開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。こんにちは。ご着席ください。

○議長 議員のみなさまには、令和6年第1回阿武町議会定例会最終日のご出席、ご苦労様です。

本日の出席議員は8人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、委員長報告、討論、採決です。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録

署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、6 番、池田倫拓君、5 番、松田 穰君を指名します。

○議長 暫時休憩します。

### 休憩(15時01分～15時03分)

○議長 会議を再開します。

○議長 ただいまの署名議員の訂正を行います。4 番、西村容子君、5 番、松田 穰君に訂正します。

### 日程第 2 議案第 2 号から日程第 10 議案第 10 号を一括上程

○議長 日程第 2、議案第 2 号から日程第 10、議案第 10 号までの 9 件を一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案 9 件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(松田 穰) それでは、3 月 14 日に行われました行財政改革等特別委員会に付託されました議案 22 件および発議 1 件のうち、議案第 2 号から議案第 10 号までの 9 件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第 2 号、犯罪被害者等支援条例の審議を行いました。これは犯罪被害に遭われた方が少しでも早く平穏な日常生活を取り戻すため、総合的な支援を推進することを目的として新たに制定するもので、審議の結果、全会一致にて可決すべきものと決しました。

議案第 3 号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について審議に入りました。これは、地方自治法の一部改正に合わせて町の条例の改正を行うものです。改正により、具体的にどう変わるのか質疑があり、執行部より、過去にこの法改正が影響した具体例に基づいた詳しい答弁がありました。慎重審議の後、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第 4 号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の審議に入りました。これは、督促に係る事務や経費の負担、および町民の不利益等を解消するため、督促手数料を廃止することに伴う関係条例の整備として、阿武町税条例等の一部改正をそれぞれ行うものです。条例改正の対象件数について質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。慎重審議の末、全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第 5 号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、昨年 12 月 6 日に地方公共団体の手数料に関する政令の一部改正

等を受け規定整備を行うものです。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは、キャッシュレス化の推進と地域経済の活性化を図るため、定住奨励金に係るU・Iターン奨励金や、就業支度金等の交付額について、全額または一部をそれぞれ町が発行するデジタル地域通貨で支払うための改正です。利用可能箇所や方法の拡充、また家族内での分け合いができるようにならないか等、3件の質疑があり、執行部より、今後使用方法やアプリのプラットフォームなど、町民の要望とそれに対する事務量や手数料等、費用対効果も考えながら改善も進めたい旨の答弁がありました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第7号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の審議に入りました。以前整備した新田のシェアハウスでの通信状況の改善や、利用者への説明等について質疑があり、執行部より、通信社への改善要望や、利用者への説明等をしっかりと行いたい旨の答弁がありました。その他に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第8号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例の審議に入りました。これは3年に一度の介護保険料の見直しに伴う保険料の改定、および所得段階の細分化を図るため、これまでの第1階層から第9階層を、第1階層から第13階層に段階を増やすための一部改正です。階層を更に細分化したことによってどう変わってくるのか等質疑がありました。執行部より、階層の細分化は国からの指示であり、町としては所得の少ない階層の調整率により、所得の低い階層の介護保険料が下がるようにしている。また、介護保険料の基準額については、県から示された月額6,780円に対し5,950円とできる限り基準額を下げたとの答弁がありました。また、別の委員より、基準額を下げたというが、昨年より月100円基準額が上がっている、もっと下げる事は出来ないのかという質疑があり、執行部より、県からの基準額の提示に対して、町民の負担を増やしたくはないが、介護サービスの報酬が不足するような事があってもいけない、その状況でどうにかやりくりして、基準額を月額でどうにか6,000円を切る様にすることができた、そこはどうか理解して頂きたいとの答弁がありました。その他、保険料が上がる事について、町民にわかりやすい説明をしてほしいとの意見もあり、執行部より、それに関しても務めていきたい旨の答弁がありました。反対意見もあつたため、挙手にてお諮りしたところ、賛成5人、反対1人となり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第9号、財産の取得について審議を行いました。これは、奈古地区の美咲第5分譲宅地整備事業の用地として、新たに11,781.18平方メートルを

造成するために取得するものです。近隣の田畑はまだ耕作されている田畑であり、水利の関係や大雨時の郷川からの逆流水の排水の問題など、近隣住民や耕作者の理解をしっかりと得ているのかという質疑があり、執行部より、耕作者や近隣の方への説明や理解は得ている。防災の観点からも、大雨時の状況は理解しており、それも踏まえて今後の測量設計を進めて行くとの答弁がありました。慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

その後議案第10号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について審議を行いました。慎重審議の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました、議案第2号から議案第10号までの9件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 質疑については、議会運営基準において、議員は自己の所属する委員会の委員長報告については質疑をしないこととなっておりますので、質疑は行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第2号から議案第10号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。まず議案第2号、阿武町犯罪被害者等支援条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第3号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員(多数)です。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第4号、督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事

について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第5号、阿武町手数料条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員(多数)」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第6号、阿武町定住促進条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第7号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第8号、阿武町介護保険条例の一部を改正する条例について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第9号、財産の取得について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。

よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第10号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び共同処理する事務の構成団体の変更並びにこれに伴う規約の変更について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

### 日程第11 発議第1号を上程

○議長 日程第11、発議第1号を議題とします。まず、特別委員会に付託されました発議1件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 では続きまして、発議第1号について、審議の内容と結果を報告いたします。

発議第1号、阿武町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の審議に入りました。これは議員のなり手不足解消のため、令和4年12月に地方自治法の一部改正により、これまで全面的に禁止されていた議員個人による所属市町村事業の請負が各会計年度あたり300万円まで認められる事を受け、阿武町議会議員と阿武町との間の請負の状況を公表することにより、請負状況の透明性を確保と、議会運営の構成及び事務執行の適正化を図る為に条例を制定するもので、慎重に審議を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で発議第1号について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。

○議長 質疑については先程同様に、議会運営基準により行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。発議第1号、阿武町議会議員の請負の状況の公表に関する条例についてお諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、発議第1号は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第12 議案第12号から日程第24 議案第24号を一括上程**

○議長 日程第12、議案第12号から日程第24、議案第24号までの13件を一括議題とします。まず、特別委員会に付託されました議案13件について、委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長 引き続きまして、議案第12号から議案第24号までの13件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第12号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第5回)の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を受けました。

2款・総務費、7項・企画総務費の人生100年時代づくり地方創生ソフト事業の内容について質疑があり、阿武町民を対象として、キャンプフィールドで町民の体験研修を行ったとの答弁がありました。総務費に関しては、その他2件の質疑があり、それぞれ執行部より詳しい答弁がありました。

続いて3款・民生費、1項・社会福祉費の障害福祉施設設計委託料の減額について、今後のスケジュールについての質問があり、執行部より、利用予定事業者より現在調整中の事業が、失礼しました、現在整備中の事業が完了後、阿武町の方の事業整備をすすめたいとの意向があり、令和8年度もしくは9年度から設計を行うとの答弁がありました。民生費については、ほかにも2件の質疑があり、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。

次に6款・農林水産業費、1項・農業費の無角和種繁殖センター環境改善工事について、完成予定などを問う質疑があり、執行部より、もともとのトイレ設備は古く、近年女性職員の就業もあり、現在は仮設トイレを設置しているが、国の補正予算で、女性の就農環境改善支援事業が制度化されるという事で、トイレ、更衣室の設置について事業申請をしている。4月～5月頃の採択後に着工、8月頃には完成予定見込との答弁がありました。他1件の質疑もあり、執行部より適切な答弁がありました。

次に7款・商工費、1項・商工費の展望台設置工事の減額について、西台の事であると思うが、今後の展望について質疑があり、執行部より、無角和種の今後の方向性について、濃厚飼料の手配方法や肥育についても放牧肥育も取り入れるのか、その場合、牧歌的な放牧風景が観光資源にも成り得るのか等、さまざまな可能性について模索中であり、方向性が定まり次第、トイレの設置も含めて検討するとの答弁がありました。

次に10款・教育費について、文化ホール事業委託料の減額について質疑があり、執行部より、先方とのスケジュール調整が困難であり、そのうちに空調の故障、修理もあり今年度は中止するとの答弁がありました。他にも2件の質疑があり、それぞれ詳しい答弁がありました。

次に14款・諸支出金の普通財産取得費について、どのような性質のものか質疑があり、執行部より、町の基金に土地開発基金があり、土地開発基金で取得した土地を町が町有地として取得したもので、土地開発基金がどのような性質のものなのか、その内容についても詳しい答弁がありました。

次に、歳入の審議に入りましたが、特に質疑はなく、慎重に審議を行った結果、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第13号、令和5年度阿武町国民健康保険(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)、議案第14号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)、議案第15号、令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)、議案第16号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)、議案第17号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)の5件については、いずれも主に清算見込みによる補正であり、慎重に審議を行い、それぞれ全会一致にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第18号、令和6年度阿武町一般会計予算の審議に入りました。歳出から款ごとに質疑を行いました。

まず、2款・総務費、1項・総務管理費、8目・企画振興費の地域づくり団体活動支援事業補助金について、どういった団体や活動が対象となるのか詳細について質疑があり、執行部より地域課題の解決や地域活性化等の住民団体の主体的な活動を補助するもので、詳細な要綱はまだ作成中であり、あぶのべっぴん市などが対象になってくると考えているとの答弁がありました。また、集落再生交付金等活動規模や内容によって対象となる交付金もいろいろあり、担当課に相談してくださいとの答弁もありました。総務費に関して他にも13件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に、3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費でひだまりの里改修工事の内容について質疑があり、執行部より玄関アプローチのコンクリートが浮いたり、割れたりしている部分で躓きやすくなっているため、改修工事を行うという答弁がありました。

2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費の児童手当法改正対応システムについて、児童手当法がどう変わるのか質疑があり、執行部より詳しい答弁がありました。民生費に関しては他にも4件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に4款・衛生費、1項・保健衛生費、1目・保健衛生総務費の診療施設等設計委託料について、診療所の設置予定場所など、どのあたりを考えているのか詳細について質疑があり、執行部より、場所については、診察を受けた際に、薬局や買い物場所も近い等の利便性を考慮して、現在山口銀行のある周辺で考えている。また、診察科や診療体制については、現在山口大学の医学部長にも

相談に乗って頂きながら、診療所の規模なども含めて考えていく。地域医療のモデルケースとなるように考えていきたいとの答弁がありました。他2件の質疑があり、執行部よりそれぞれ適切な答弁がありました。

次に5款・労働費については、シルバー人材センターの登録者数や仕事内容について質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

続いて6款・農林水産業費、1項・農業費、1目・農業政策費、キウイフルーツモデル園地果樹棚新設工事について、町が工事を行って農家が借りるという形となるのか、詳細について質疑があり、執行部より、キウイフルーツを植えてから採算がとれるようになるのに5～6年はかかる。果樹棚の工事の45%の自己負担分を赤字経営の中で払うのは負担が大きいため、採算が取れる様になってから、利用料として10年くらいかけて利用料として負担していただく計画であるとの答弁がありました。

2項・林業費、1目・林業政策費の有害鳥獣対策事業補助金で、その対象について質疑があり、執行部より申請者の住所など、丁寧な答弁がありました。

3項・水産業費、1目・水産業政策費の公衆トイレ整備工事について、場所や管理等はどうなるのか質疑があり、執行部より、宇田郷定置網の方で電気代、水道代、トイレトーパー等、管理を行っていくとの答弁がありました。そのほか農業関係で3件、林業関係で1件、水産業関係で2件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に7款・商工費、1項・商工費、1目・商工政策費について、事業継承や企業誘致など、まちづくりにとって重要な要素であるが、現在それに繋がる情報はあるのかという質疑があり、県の事業承継センターより3件程度相談があると聞いている。また、企業誘致に関しては、1月の関西東海ふるさと阿武町会でAFPも含めPRを行った。今後も推進していきたいとの答弁がありました。そのほか、商工費に関しては6件の質疑があり、それぞれ執行部より適切な答弁がありました。

次に8款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費で、民間住宅耐震診断委託料に関して、町の耐震診断の実施状況と借家でもできるのかどうか質疑があり、令和2年から5年にかけて利用が1件、借家でも持ち主の方から申し出があれば対応可能との答弁がありました。また、空き家対策補助金について、昨年より補助がはじまり実績を問う質疑があり、執行部より、昨年は奈古の釜屋で1軒、宇田浦で1軒、危険空き家の解体を行った。新年度も2件分の予算を計上しており、現時点では、住民からの要望のあった福賀の空き家1軒の解体を予定しているとの答弁がありました。その他、支障木伐採や水車橋の工事予定など6件の質疑があり、それぞれ丁寧な答弁がありました。

次に9款・消防費、1項・消防費の消火栓新設工事と消防器庫修繕工事について、消火栓置場所とどこの器庫なのか質疑があり、執行部より、中村地区と

惣郷地区の柱昌寺近くの消火栓が、ホースを7本つないでもお寺迄届かないために新設を2ヶ所予定している。器庫については、今浦、尾無の水防倉庫の扉が古く、シャッターに改修を行うとの答弁がありました。その他2件の質問があり、それぞれ執行部より詳しい答弁がありました。

次に10款・教育費の学校管理費のICT支援員委託料の詳細について質疑があり、執行部より、教員にiPadなどの端末を授業でどの様に使うと良いのか指導をしてもらうのが主な目的で、経験や知識など、実績のある事業者へ委託をしたいと答弁がありました。他教科書改訂に係る備品購入の内訳について等4件の質疑があり、執行部よりそれぞれ丁寧な答弁がありました。

次に11款・災害復旧費について、単独災害復旧費の場所について質疑があり、執行部より適切な答弁がありました。

また13款・諸支出金の分譲宅地用地取得について、各地区の空き家を取得して活用するやり方は出来ないかという質疑があり、執行部より、空き家に関しては解体して更地にしても歯抜け状態で、車が入れないような土地が多いのが現状であり、連坦空き家(空き地)もまだなく、防災の為のとおり抜け道路の整備もまだ難しい状況である。そんな状況で、現在ある空き家を町が買収して宅地整備して、売れるかどうか考えると厳しいと考えるとの答弁がありました。

続いて歳入の審議に入りました。歳入に関して質疑はなく、議案第18号の審議を終了いたしました。反対の声があがりましたので、挙手にて採決を行い、賛成5人、反対1人となり、賛成多数にて、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第19号、令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括で質疑を受けました。委員1名より、基金を使って保険料を下げる予算ではないので反対との意見がありました。挙手にて採決を行ったところ、賛成5名、反対1名にて、議案第19号は賛成多数にて原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第20号、令和6年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算の審議に入りました。歳入、歳出一括にて質疑を受け、慎重に審議を行った末、議案第20号は全会一致にて、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第21号、令和6年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括にて質疑を受けましたが、委員より反対という意見があり、挙手にて採決を行いました。結果、賛成5人、反対1人となり、賛成多数により、議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第22号、令和6年度阿武町介護保険事業特別会計予算の審議に入りました。それぞれ歳入歳出一括にて質疑を受けました。歳入の基金繰入金に関して廃項、廃目になっている理由について質疑があり、執行部より、財政

調整基金の残高について、4年度末に2,623万円で、今年度最終的に1,520万円取り崩す見込みです。結果1,103万円程度残る見込みですが、令和6年度の介護保険料に関しては、基準額でどうにか100円増で抑えることが出来たので、当初予算では基金繰入を廃項にしたとの答弁がありました。他には質疑はありませんでしたが、反対という声が上がリ、挙手にて採決を行ったところ、賛成5人、反対1人となり、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第23号、令和6年度阿武町簡易水道事業会計予算の審議に入りました。歳入歳出一括にて質疑を受け、慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第24号、令和6年度阿武町集落排水事業会計予算の審議に入りました。こちらも歳入歳出一括にて質疑を受けました。慎重に審議を行い、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託された議案第12号から議案第24号までの13件について、審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。質疑につきましては、先程同様に議会運営基準により行いません。

○議長 続いて、討論に入ります。討論は、議案第12号から議案第24号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

○議長 これより採決を行います。採決は1議案ごとに行います。

○議長 まず議案第12号、令和5年度阿武町一般会計補正予算(第5回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第13号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員(多数)」)

○議長 お下してください。挙手全員(多数)です。よって、議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第14号、令和5年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特

別会計補正予算(第2回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第15号、令和5年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第16号、令和5年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第3回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第17号、令和5年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第3回)について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事に賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第18号、令和6年度阿武町一般会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第19号、令和6年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事

について、賛成の方の挙手を求めます。

○議長 お下してください。挙手多数です。よって、議案第 19 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 20 号、令和 6 年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第 20 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 21 号、令和 6 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって、議案第 21 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 22 号、令和 6 年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手多数」)

○議長 お下してください。挙手多数です。よって、議案第 22 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 23 号、令和 6 年度阿武町簡易水道事業会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第 23 号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に議案第 24 号、令和 6 年度阿武町集落排水事業会計予算について、お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手全員」)

○議長 お下してください。挙手全員です。よって、議案第 24 号は委員長報告

のとおり可決されました。

○議長 ここで全員協議会のために暫時休憩します。資料をもって委員会室へ移動をお願いします。全員協議会は4時5分から行います。

#### 休憩(15時52分～16時45分)

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 ここで、令和6年3月末を持って退職される参与からごあいさつの申し入れがありますので、これを許します。まずはじめに能野教育長。

○教育長(能野祐司) 失礼いたします。貴重なお時間をいただきありがとうございます。一言ごあいさつ申し上げます。

この度一身上の都合により、3月31日をもって教育長の職を辞することといたしました。在職中4年半にわたり、議員のみなさまには、多くのご提言ご示唆をいただき、深く感謝申し上げます。

現在の日本は、少子高齢化という大きな問題を抱えるとともに、先ほどもありましたけれども、ITやAIの急速な発展、またグローバル化、LGBTQ+、そしてSDGsへの対応と、社会の仕組みや体制が大きく変わってきております。教育界におきましても、それらと同様いやそれ以上の速さで大きく変わってきております。そういった状況の中ですら、職を辞するということは大変申し訳なく思っております。ただ先般ご同意をいただきました新たな教育長につきましては、教育現場はもとより、行政の方の経験も豊富でありますし、実力、人物ともに優れている方でございますので、今後の阿武町教育をしっかりと引っ張っていただけるものと確信しております。

議員のみなさまには、今後とも阿武町教育へのご支援の方よろしく願い申し上げます。甚だ粗辞ではございますけれども、退任のあいさつとさせていただきます。いろいろお世話になりました、ありがとうございました。

○議長 続いて、藤村課長。

○まちづくり推進課長(藤村憲司) 貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。私は花田町長が就任された平成29年6月議会からまちづくり推進課長として、議会のみなさまには大変お世話になりました。7年間お世話になりました。この間いろいろ想いもありますけれども、特に終盤では、地方創生、地方再生ということで、そういった業務に関わらせていただき、大変な貴重な経験をさせていただきました。どうも、大変長らくお世話になりました。ありがとうございました。

○議長 以上で、退職のあいさつを終わります。

○議長 続いて閉会に先立ち、町長があいさつを行います。町長。

○町長(花田憲彦) 令和6年第1回阿武町議会定例会の閉会にあたり、一言ご

あいさつを申し上げます。

まずは議員各位におかれましては、今期定例会にご提案を申し上げました、令和6年度一般会計ほか、各会計の当初予算を含む各議案につきまして、慎重かつ活発なご審議をいただき、いずれも原案どおりご可決、またご同意をいただき、本当にありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

特に令和6年度一般会計予算につきましては、数年前から水面下では協議を重ねてきたとはいいながら、ここにきて、いよいよ喫緊の課題となってまいりました、本町の新たな医療体制の確保、さらにはこれまでも増して定住を進めるために新たな分譲宅地の造成、これらに関する予算をご承認をいただき、これから本格的な取り組みをはじめなければなりません。

また施政方針でも申し上げましたように、令和6年度が現行の阿武町基本計画前期計画の最終年となることや、現下の社会経済情勢、あるいは他市町の動向、さらには日頃からいただいております町民のみなさまからのご意見なども踏まえた中で、27本の新規施策をはじめ、町民のニーズや実情に即した既存施策の拡充なども多数提案をさせていただいたところではありますが、今後はこれをしっかりと前に進めていかなければなりません。

こうした中、今定例会では、議員各位には、一般質問あるいは議案審議等とおして、多くのご提言をいただいたところであり、前向きな検討をお約束したものの、また一方では、今後の課題とさせていただいたものもありますが、いずれにしても、いただいたご提言等は貴重な意見として受けとめて、例えば現時点では難しい状況であっても、町民ニーズの動向や社会情勢、あるいは他市町の動向等の中で、今後においては実施することもあるようになる施策もあろうかというふうに思いますが、いずれにいたしましても、貴重なご提言をいただきましたことに対して、重ねてお礼を申し上げます。

今、新型コロナウイルスにつきましては5類となり、ある程度収束に向かっている中で、各種の行事イベントなども再開されつつありますが、今一番大事なことは、この3年間でとかく内向きになった人々の心を外に開いて、町民の日々の暮らしに、あるいはまちの将来に明るい展望が持てるよう、議員を含め私たちが率先して行動を起こし、タイムリーに施策を展開することではないかと思えます。

議員各位におかれましては、これまでも増して、ご理解とご協力を賜りますよう、切にお願いを申し上げまして、今期定例会の閉会にあたっての、私からのあいさつとさせていただきます。今期定例会誠にありがとうございました。

○議長 以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長 閉会にあたり、私の方からも一言ごあいさつを申し上げます。

2月28日からはじまりました、令和6年第1回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり21日間の議会を本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。

先ほど可決されました、令和6年度一般会計予算並びに4つの特別会計予算、並びに2つの事業会計予算によって、これから1年間阿武町のまちづくりを進めていくわけですが、新たな医療体制の確保とさらなる定住を進める予算と名がある各計画に基づき、それぞれの施策が図られることと思いますが、執行部におかれましては、審議中に出た意見に十分配慮され、予算執行に取り組んでいただきたいと思っております。我々議会といたしましては、執行部の予算執行に、十分に目配りをしていきたいと思っております。

単独町制の阿武町には、少子高齢化、人口減少などの人口問題や諸問題が山積しています。しかし、その中で我々は地方創生をしっかりと成し遂げていかなければなりません。第7次阿武町総合計画の後期計画が作成されますが、その計画により、夢と笑顔あふれる豊かで住みよい文化のまち阿武町、そして、選ばれるまち阿武町を次の世代に繋ぐためにも、しっかりとまちづくりをしなくてはと思うところであります。

議員各位におかれましても、しっかりとご尽力を賜りますようお願い申し上げます。また、先ほどごあいさつがありました教育長、並びに藤村課長には、永年に渡り阿武町の発展のためご尽力をいただいたことに厚くお礼を申し上げます。結びにみなさま方のさらなるご活躍とご多幸を祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、令和6年第1回阿武町議会定例会の閉会のごあいさつといたします。

○議長 以上で、2月28日から本日までの21日間の全日程を終了しました。これにて、令和6年第1回阿武町議会定例会を閉会します。全員ご起立をお願いいたします。一同礼。お疲れ様でした。

閉会 16時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 西 村 容 子

阿武町議会議員 松 田 穰